

- 集合場所検査とは

集合場所検査とは、県知事が公示した各市町の検査会場（公民館など）で行う検査です。

- 所在場所検査とは（特定計量器検定検査規則第 39 条）

所在場所検査とは、下記の規則で定める要件（1）～（5）を満たした場合のみ「はかり」の所在場所で検査を実施します。

- (1) 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難な時
- (2) 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき※1
- (3) 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。
- (4) 特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。
- (5) 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。※2

※1 はかりの精度等級 H 級又は II 級のものを指します。

※2 ひょう量 500 kg 以上のはかり等を指します。

なお、不明な点等がある場合には、計量検定所までご確認ください。

- 愛媛県計量器出張検定等に要する経費の徴収等に関する要綱

愛媛県計量器出張検定等に要する経費の徴収等に関する要綱では、当該出張検定等を受けた者（以下「受検者」という。）から、その出張検定等に要する職員の旅費（職員の旅費に関する条例（昭和 28 年愛媛県条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき出張検定等を行った職員に支給された旅費をいう。（以下「旅費」という。）に相当する金額を徴するとなっており、所在場所検査で受検した場合には定期検査検査手数料とは別途、出張旅費を徴しております。

なお、出張旅費については後日納入通知書を送付致しますので、金融機関での振込をお願いします。